

船橋市ファミリー・サポート・センター事業（育児）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、育児の援助を行いたい者（以下「協力会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）によって組織するファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）による育児の援助事業に関し、必要な事項を定め、もって仕事と育児の両立のための環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うことにより、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 センターの業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 センターの会員（以下「会員」という。）の募集及び登録に関すること。
- 二 会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること。
- 三 会員に対する講習会、研修会、交流会及び指導に関すること。
- 四 関係機関との連絡調整に関すること。
- 五 センターの業務に関する広報活動に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほかセンターの業務に必要なこと。

（代表者）

第3条 センターに代表者を置く。

- 2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

（アドバイザー）

第4条 センターにアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、第2条各号に掲げる業務のほか次の業務を行う。
 - 一 第5条に規定する会員リーダーの指導及び育成に関すること。
 - 二 会員リーダー間の連絡調整に関すること。
 - 三 会員からの相互援助活動に係る相談等に関すること。

（会員リーダー）

第5条 アドバイザーは、援助活動の円滑な職務の推進のために必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として会員リーダーを選任し、当該会員リーダーに当該グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

（入会）

第6条 センターに入会しようとする者は、センターの定める所定の手続きに従い申し込みをし、センターの承認を受けるものとする。

(入会の要件)

第7条 センター入会の要件は次のとおりとする。

- 一 市内に居住していること。ただし、利用会員にあっては、船橋市内に勤務する者を含むものとする。
- 二 利用会員にあっては、利用会員と同居している親族で生後6ヶ月以上概ね13歳未満の児童（以下「対象児童」という。）を養育していること。
- 三 協力会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する者であること。
- 四 協力会員と利用会員は、これを兼ねることができる。
- 五 協力会員は、入会に際して、センターが指定する研修を受講しなければならない。

(退会)

第8条 センターを退会しようとする会員は、センターの定める所定の手続きに従い届け出をし、センターの承認を受けるものとする。

(守秘義務)

第9条 会員は、会員期間中及び脱会後も相互援助活動により知り得た他の会員の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(相互援助活動の内容)

第10条 相互援助活動の内容は、次のとおりとする。

- 一 保育園、幼稚園、放課後ルーム等（以下「保育園等」という。）へ対象児童を送迎すること。
 - 二 保育園等の始業時間前または終業時間後に対象児童を会員の自宅において預かること。
 - 三 対象児童が軽度の疾病等により保育園等に通園等することができない場合に、会員の自宅において預かること。
 - 四 保育園等の休日の場合において、臨時的に対象児童を会員の自宅において預かること。
 - 五 利用会員宅へ対象児童を送迎すること。ただし、利用会員、対象児童の親族である責任能力を有する者又はこれらに準ずる者が会員の自宅にいる場合に限るものとする。
 - 六 その他、市長が必要と認める援助活動を行うこと。
- 2 宿泊を伴う相互援助活動は行わない。ただし、特別の事情があると認められる場合にはこの限りではない。

(相互援助活動の実施)

第11条 利用会員は、センターの定める所定の手続きに従い、センターにあらかじめ申込みをしなければならない。

- 2 前項の申込みを受けた場合には、アドバイザーはその内容を確認し、協力会員を選任、

斡旋するものとする。

- 3 前項の規定により、斡旋を受けた会員相互は事前協議をし、援助活動について合意をした場合には、その旨をアドバイザーに報告しなければならない。
- 4 第2項の規定により、協力会員1人につき斡旋する対象児童の人数は、小学生以上の児童に限り3人までとする。ただし、兄弟姉妹の場合にはこの限りではない。
- 5 協力会員は、援助活動を行った場合には、援助活動の実施内容を記載し、利用会員の確認を得た報告書を作成し、センターに報告しなければならない。

(相互援助活動の報酬)

第12条 利用会員は、センターの定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を協力会員に支払わなければならない。

(損害賠償等)

第13条 相互援助活動に起因する事故による損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

- 2 センターは、前項の損害賠償に備えるため、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

(運営の委託)

第14条 本事業の運営は、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる公益法人等に委託することができる。

(運営協議会)

第15条 本事業を円滑に推進するために、船橋市ファミリー・サポート・センター運営協議会（以下「協議会という。」）を設置することができる。

- 2 前項に規定する協議会についての必要な事項は、別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定める他、事業に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。（一部改正）